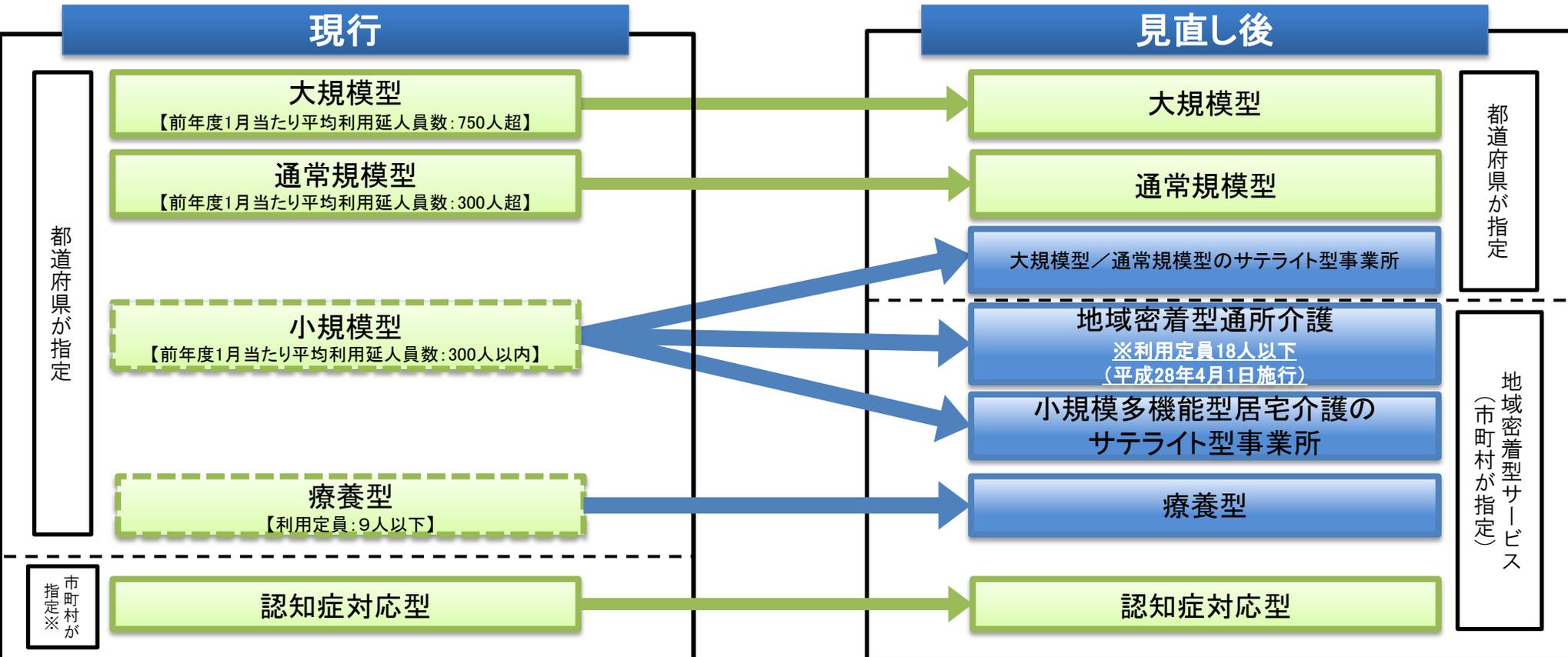


平成28年4月制度改革について

小規模通所介護の移行について

- 増加する小規模の通所介護の事業所については、①地域との連携や運営の透明性を確保するため市町村が指定・監督する地域密着型サービスへの移行、②経営の安定性の確保、サービスの質の向上のため、通所介護(大規模型・通常規模型)や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所への移行を選択することになる。
- 地域密着型通所介護は利用定員18人以下とすることを予定しており、平成28年4月1日施行。
- 利用定員9名以下である療養通所介護も、地域密着型サービスへ移行する。



※地域密着型サービス

- ※地域密着型サービスとした場合の市町村の事務等
 - 事業所の指定・監督
 - 事業所指定、基準・報酬設定を行う際、住民、関係者からの意見聴取
 - 運営推進会議への参加 等
- ※地域密着型サービスは、市町村が指定を行うに当たって、関係者の意見の反映や当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる

【参考】地域密着型通所介護に関する規定（抜粋）

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）

第八条（略）

2～6（略）

7 この法律において「通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が厚生労働省令で定める数以上であるもの限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

8～16（略）

17 この法律において「地域密着型通所介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと（利用定員が第七項の厚生労働省令で定める数未満であるもの限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（抄）

附則

（地域密着型通所介護に関する経過措置）

第二十条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の際現に介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けている通所介護（利用定員が第六条の規定（中略）による改正後の介護保険法（以下「第六号新介護保険法」という。）第八条第七項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限る。次項において同じ。）の事業を行う者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第六号施行日」という。）において当該事業を行う事業所の所在地の市町村（第六号施行日の前日において当該市町村以外の市町村（中略）が行う介護保険の被保険者が当該事業を行う者が行う通所介護を利用していた場合にあっては、当該他の市町村を含む。）の長から第六号新介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護に係る第六号新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が第六号施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第二十一条 第六号施行日から起算して一年を超えない期間内において第六号新介護保険法第七十八条の二第四項第一号並びに第七十八条の四第一項及び第二項に規定する市町村の条例（地域密着型通所介護に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間は、第六号新介護保険法第七十八条の二第五項及び第七十八条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

地域密着型通所介護への移行・経過措置

○ 小規模な通所介護を地域密着型通所介護として市町村に円滑に移行するため、市町村及び通所介護事業者の事務負担の軽減を図る観点から、地域密着型通所介護の指定については、次の通り、みなし指定の枠組みを設けているところである。

1. 地域密着型通所介護に係るみなし指定

(1) みなし指定の効力の範囲

- 小規模な通所介護事業所については、地域密着型通所介護への移行に際し、
 - i 事業所の所在地の市町村の長から指定を受けたもの
 - ii 平成28年3月31日において当該市町村以外の他の市町村の被保険者が利用していた(利用契約が有る)場合には、当該他の市町村の長から指定を受けたもの(※当該事業所を利用していた他市町村の被保険者に限り効力を有する)とみなすこととしているため、新たな指定の申請は不要。
- 地域密着型通所介護に位置づける際の判断基準となる利用定員については、事業所が改めて届出を行う場合を除き、現在届出がなされている利用定員で判断することとしており、事業所は特段の手続きを行う必要はない。

(2) みなし指定の有効期間

- 地域密着型通所介護に係るみなし指定については、施行日から効力を生じるものだが、その有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日までとする(上記の効力の範囲の i、ii いずれの場合も同様)。

(3) みなし指定を希望しない居宅サービス事業者の申出

- みなし指定を希望しない通所介護事業者による申出は、事業所が所在する都道府県知事及び市町村長(他の市町村の被保険者が利用している場合には、他市町村長)に提出。
- 通所介護事業者は当該申出を行う際には、利用者が当該事業者によるサービスを利用できなくなることがあるため、利用者が他事業所等で継続的に同様のサービスを受けることができるよう、利用者や居宅介護支援事業所等と十分調整。
- 市町村においても、当該申出があった場合には、必要に応じて、利用者が継続的にサービスを受けることができるよう、事前に利用者や居宅介護支援事業所に周知するなど必要な措置を講じる必要。

2. 地域密着型通所介護に係る指定事業者の基準の経過措置

- サービスの基準を定める市町村の条例の制定は、施行日から1年間は猶予(最も遅い場合、平成29年3月31日施行で制定)
- その間、当該条例を定めていない市町村においては厚生労働省令で定める基準が適用。

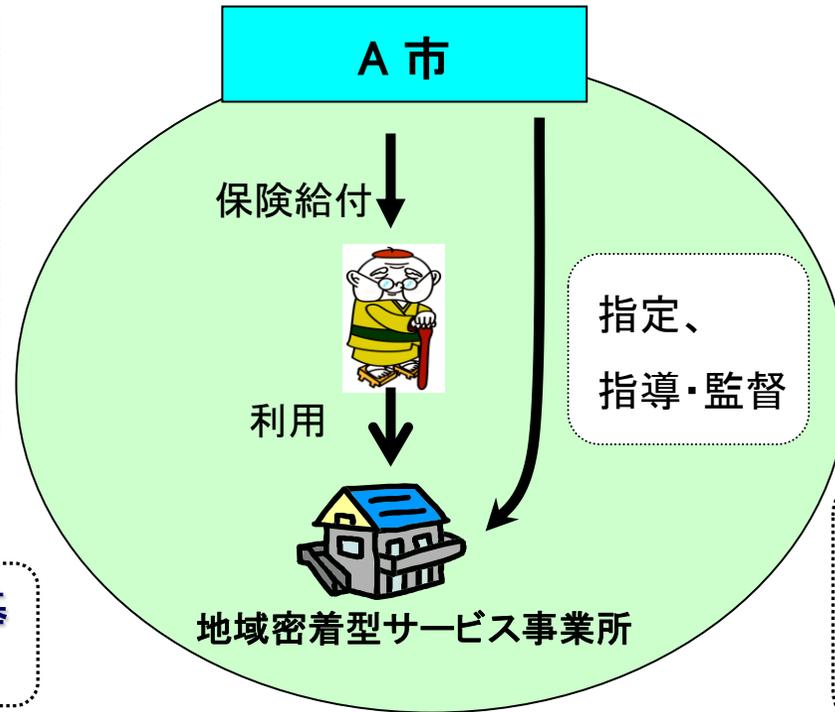
【参考】地域密着型サービスの概要

平成17年介護保険制度改革により、要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型（＝**地域密着型サービス**）を創設した。

1: A市の住民のみが利用可能

- 市町村が指定権限を持つ
- その市町村の住民のみがサービス利用可能（A市の同意を得た上で他の市町村が指定すれば、他の市町村の住民が利用することも可能）

3: 地域の実情に応じた指定基準、介護報酬の設定



2: 地域単位で適正なサービス基盤整備

市町村（それをさらに細かく分けた圏域）単位で必要整備量を定めることで、地域のニーズに応じたバランスの取れた整備を促進

4: 公平・公正透明な仕組み

指定（拒否）、指定基準、報酬設定には、地域住民、高齢者、経営者、保健・医療・福祉関係者等が関与

【地域密着型サービスの種類】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護

○地域密着型通所介護、療養通所介護【平成28年度～】

- 認知症対応型通所介護（認知症デイ）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

地域密着型通所介護に係る介護報酬

- **基本報酬については、①地域密着型通所介護は、平成27年度介護報酬改定後の小規模型通所介護、②療養通所介護は現行の基本報酬を踏襲する。加算・減算についても同様。**

平成28年4月1日からの通所介護の基本報酬の区分は以下のとおりとなる。

【都道府県指定】

- 通常規模型通所介護費 : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数750人以下
- 大規模型通所介護費（Ⅰ） : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数751人以上900人以下
- 大規模型通所介護費（Ⅱ） : 事業所における前年度の1月当たりの平均延利用者数901人以上

【市町村指定】（地域密着型サービス）

- 地域密着型通所介護費 : 事業所における利用定員18人以下
- 療養通所介護費 : 事業所における利用定員 9人以下

	平成27年4月1日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～	参考
都道府県指定	小規模型通所介護費 (平均利用延利用者数300人以下)		利用定員18人以下は地域密着型通所介護に移行する。
	通常規模型通所介護費 (平均利用延利用者数301人以上750人以下)	通常規模型通所介護費 (平均利用延利用者数750人以下)	
	大規模型通所介護費（Ⅰ） (平均利用延利用者数751人以上900人以下)	大規模型通所介護費（Ⅰ） (平均利用延利用者数751人以上900人以下)	
	大規模型通所介護費（Ⅱ） (平均利用延利用者数901人以上)	大規模型通所介護費（Ⅱ） (平均利用延利用者数901人以上)	
	療養通所介護費 (利用定員9人以下)		
市町村指定		地域密着型通所介護費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員18人以下 ・ 運営推進会議の設置 (概ね6月に1回以上開催)
		療養通所介護費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用定員9人以下 ・ 運営推進会議の設置 (概ね12月に1回以上開催)